

CONTENTS

平成28年度事業計画案・予算案を承認…2 社会保険事務担当者講習会を開催しました…2
各種申請書等の提出先をお間違いなく…3 平成28年度の健康診断の受付が始まりました…4
健康保険被扶養者の資格を再確認させていただきます…5 花粉症のお薬にもジェネリック医薬品があるのをご存じですか?…5
平成28年4月から現物給与の価額が改定されました…6 電子申請・電子媒体による届出が便利です!…7
学生納付特例の申請はお済みですか?…7 「わたしと年金」エッセイ(作品紹介)…8



花ことば：努力、自制心、恋の喜び(赤)

ツツジ／ツツジ科

秋田県社会保険協会ホームページ→<http://www.syahokyo-akita.jp>

社会保険関係の制度や届出については、

日本年金機構ホームページ→<http://www.nenkin.go.jp/> 電子政府の総合窓口(e-Gov)→<http://www.e-gov.go.jp/>

健康保険の給付・任意継続・健診等については、

全国健康保険協会ホームページ→<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



(一財)秋田県社会保険協会理事会・ 評議員会を開催

事業計画案・予算案を承認

一般財団法人秋田県社会保険協会理事会・評議員会が去る3月25日に秋田市内で開催され、平成28年度事業計画案と収支予算案が承認されました。主な事業計画は次のとおりです。

制度の普及に関する事業

- (1) 広報活動を実施する。
 - ①広報誌「社会保険あきた」を隔月発行する。
 - ②社会保険関係の参考図書を配布し、制度の周知を図る。
 - ③年金委員及び健康保険委員設置事業所に対し、「月刊社会保険」を配付する。
- (2) 社会保険等新任担当者事務説明会及び、年金・健康保険制度別事務説明会を開催する。
- (3) 年金相談等について協力連携に努める。
- (4) 生活習慣病予防健診・特定健診の受診勧奨についての広報を実施する。

健康管理に関する事業

- (1) 健康管理意識の向上に資するため、事業所等において講習会を実施し従業員の健康づくりをサポートする。
- (2) 体育活動として各種球技大会等を実施する。
- (3) 健康づくり事業等社会保険協会事業に積極的に協力いただいている優良事業所の表彰を実施する。
- (4) 健康管理セミナー・ライフセミナーを開催する。

社会保険関係団体等への活動支援

秋田県社会保険委員会連合会及び各地区社会保険委員会の活動を支援する。

制度別社会保険事務担当者講習会を開催

「社会保険と労働保険のしくみと事務手続」

一般財団法人秋田県社会保険協会では、27年度事業として2月に秋田・鷹巣・大曲・本荘の4会場において「社会保険事務講習会」を開催しました。

社会保険事務を担当されている方を対象に、講師は県内各年金事務所・全国健康保険協会秋田支部及び社会保険労務士にお願いしました。健康保険と厚生年金保険及び労働保険のしくみと事務手続について、実例をあげながらのわかりやすい説明で好評でした。

全会場で実施したアンケートの結果を踏まえ、更に充実したものにするため、工夫を凝らし、少しでもお役に立てる説明会を企画していきたいと考えています。





各種申請書等の提出先をお間違いなく

健康保険関係の届書や申請書は、種類により提出先（送付先）が異なります。事業所様にお勤めの方の資格取得届や資格喪失届などは日本年金機構へ、健康保険給付関係・被保険者証の再交付などは協会けんぽへご提出ください。

事故を防止し手続きを迅速に進めるため、書類と提出先を今一度ご確認ください。

各種の届出や申請手続きは郵送が便利です

〒010-8555



日本年金機構 秋田事務センター
Japan Pension Service

※郵送の際は、郵便番号と事務センター名のみで届きます

健康保険・厚生年金保険の加入等に関する手続き

【事業所関係】

- 適用事業所所在地・名称変更届 等

【被保険者資格関係】

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者氏名変更（訂正）届
- 被保険者住所変更届
- 被保険者生年月日訂正届
- 被扶養者（異動）届
- 被保険者報酬月額算定基礎届（総括表含む）
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届（総括表含む）
- 70歳以上被用者該当・不該当届
- 70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届
- 年金手帳再交付申請書
- 育児休業等取得者申出書・終了届
- 育児休業終了時月額変更届 等

● 保険料の納付関係 ●

保険料の納付に関する手続きは、管轄の年金事務所になります。

※任意継続保険料の納付関係を除く

※申請書の事業所記号は、漢字・かなをご記入ください

〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50シティビル秋田2階



全国健康保険協会 秋田支部
協会けんぽ

健康保険の給付や任意継続等に関する手続き

【健康保険給付関係】

- 限度額適用認定申請書
- 給付（療養費/傷病手当金/出産手当金/出産育児一時金/高額療養費/埋葬料（費）等）の申請書
- 高額医療費貸付・出産費貸付の申込書 等

【任意継続被保険者関係】

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者住所変更届 等

【保健事業関係】

- 生活習慣病予防健診・特定健康診査の申込書
- 特定保健指導・健診後の健康相談 等

【被保険者証等再交付】

- 被保険者証再交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書 等

【その他】

- 第三者等の行為による傷病届（交通事故等）

● 保険証等の発行 ●

日本年金機構秋田事務センターにお手続きいただいた被保険者資格取得届や被扶養者（異動）届は、事務センターで審査・入力を完了した後、協会けんぽで保険証を発行し、事業所様へお届けしております。

※申請書の事業所記号は、保険証に記載されている数字をご記入ください

協会けんぽの各種申請書等はホームページからダウンロードできます
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/akita/>

協会けんぽ 秋田

検索

お問い合わせ先 協会けんぽ代表電話番号 ☎018-883-1800

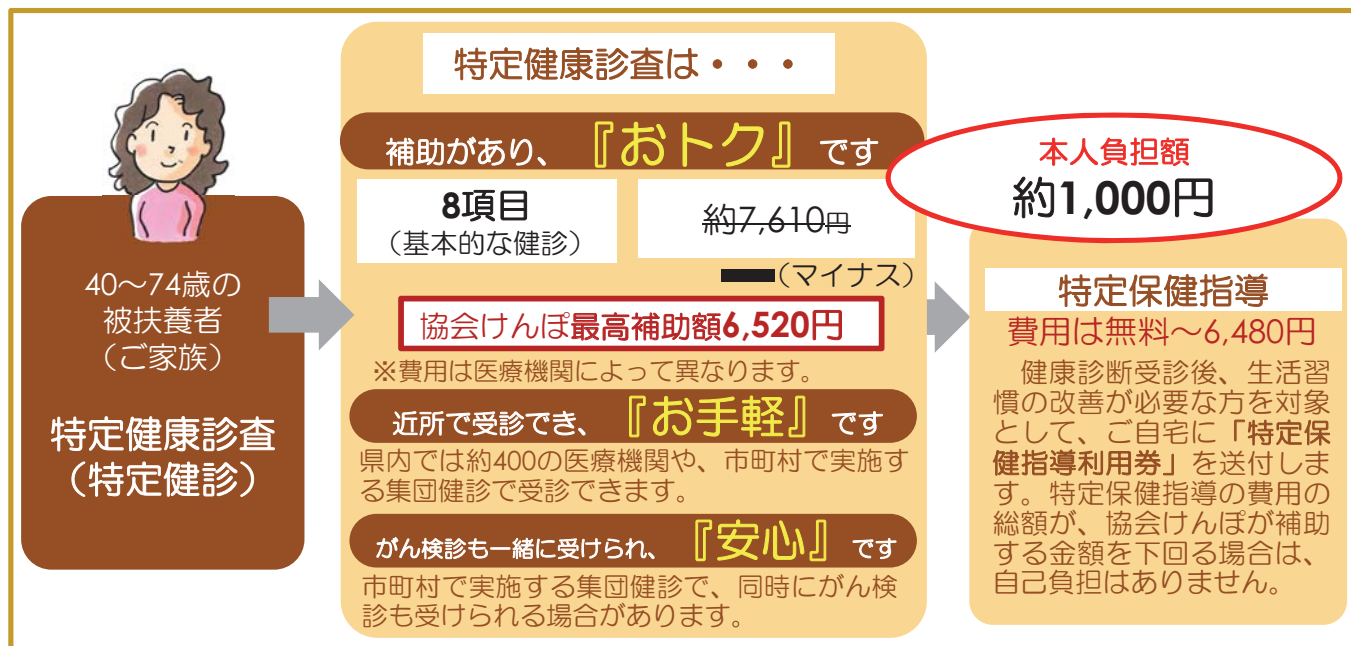
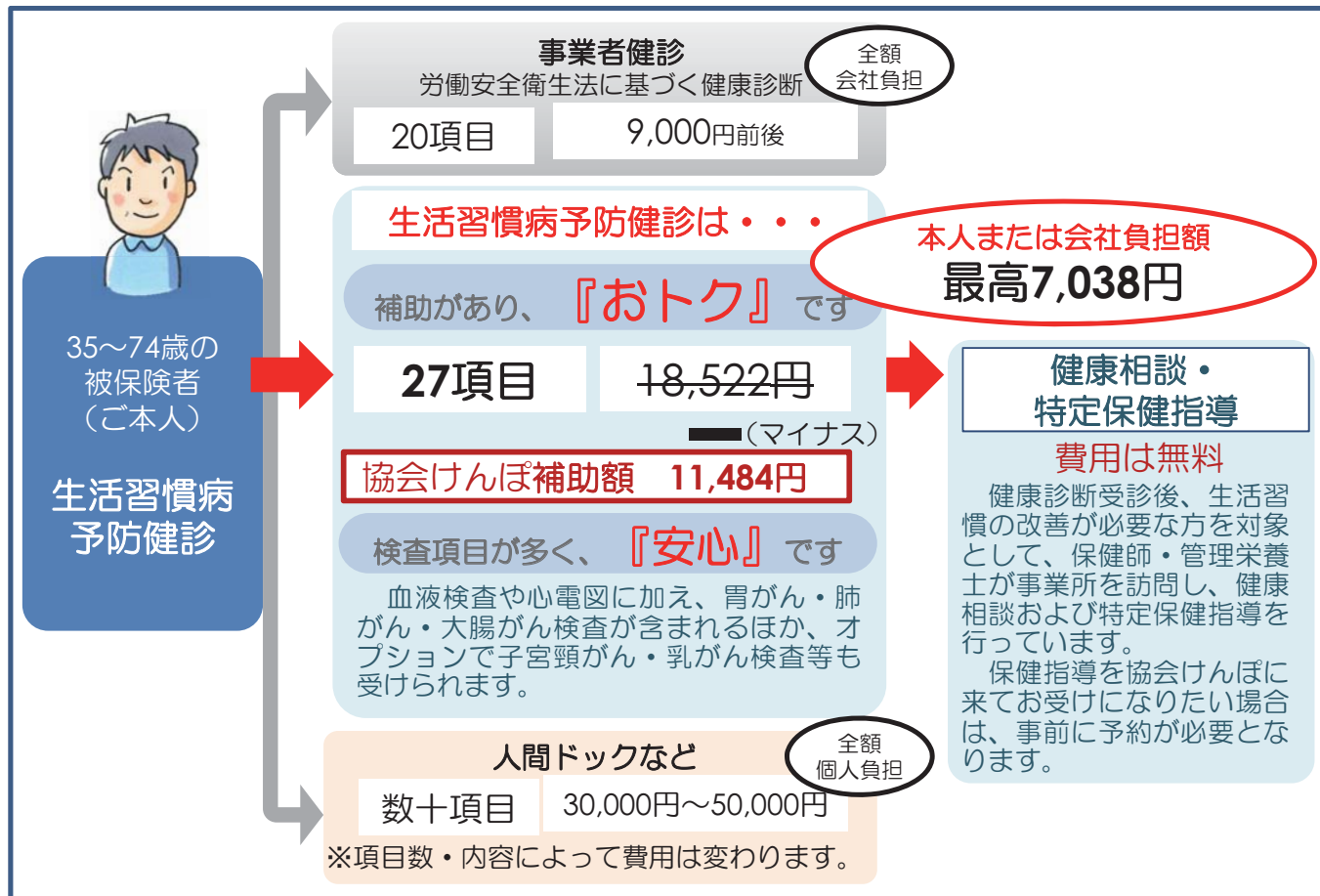


平成28年度の健康診断の受付が始まりました

協会けんぽでは、保健事業の一環として加入者様の健康増進と健康管理意識を高めていただくため、2つの健康診断を実施しています。

事業所様にお勤めの方の「生活習慣病予防健診」とその方の扶養者家族の「特定健康診査（特定健診）」があり、いずれも協会けんぽの費用補助がある『おトク』な健康診断となっています。

詳細なパンフレットや申込書等は事業所様に3月末から4月初めにかけて送付しています。ぜひ受診してください。（ご家族の特定健診の受診券は被保険者ご本人の住所に送付しています。）



お問い合わせ先 協会けんぽ保健グループ ☎018-883-1893

健康保険被扶養者の資格を再確認させていただきます

本年6月上旬より、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者資格を再確認させていただきます。事業主の皆さまには、6月上旬から7月上旬にかけて「被扶養者状況リスト」をお送りしますので、被扶養者となっている方が現在も被扶養者の条件に該当するかをご確認いただき、被扶養者状況リストをご返送ください。

平成27年度は、皆さまのご協力により協会けんぽ全体の高齢者医療制度への拠出金を約31.5億円削減できました。保険料負担の軽減につながる大変重要な事務ですので、平成28年度につきましても皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。



Q1.再確認の対象となる方は？

A1. 協会けんぽの被扶養者で、平成28年4月1日において18歳以上の方が対象となります。

※1.すべての被扶養者が上記に該当しない場合や本年4月1日以降に被扶養者認定を受けた方は再確認が不要となるため、事業主様へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。※2.任継続健康保険の被扶養者の方は対象から除かれます。

Q2.いつ頃リストが届いて、いつまで提出すればいいの？

A2.協会けんぽの送付時期：平成28年6月上旬から7月上旬（順次送付します）

事業主様のご提出期限：平成28年8月1日

Q3.被扶養者に該当しない方がいたら？

A3.被扶養者の条件に該当しない方がいる場合は、被扶養者状況リストに同封する「被扶養者調書兼異動届（削除用）」に必要事項を記入の上、その方の保険証を添付して被扶養者状況リストと一緒に協会けんぽへ返送していただきます。春先にご家族がお勤めになり、被扶養者でなくなる場合には必ず手続きをお願いします。



「被扶養者調書兼異動届（削除用）」の控への返送には事務処理上日数を要します。国民健康保険加入等の必要がある場合は、**年金機構の様式の「被扶養者（異動）届」を秋田事務センターへ直接郵送ください。**

お問い合わせ先 協会けんぽ業務グループ ☎018-883-1800

花粉症のお薬にもジェネリック医薬品があるのをご存知ですか？

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減や、医療費や保険料率の伸びの抑制のため、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しています。

花粉症の方にはこの時期はもっともつらい季節。花粉症は内服・点鼻・点眼薬と、複数のお薬を使用することがあり、その分お薬代も高くなります。花粉症の症状を緩和するためのお薬代は、**ジェネリック医薬品**を使用することで軽減できます。是非ご確認ください。



＜花粉症治療薬＞先発医薬品とジェネリック医薬品のお薬代比較例

よく使われる「飲み薬」の一例

1日2錠の服用・2週間分を処方された場合は…

先発医薬品 約590円

ジェネリック医薬品 約340円

約250円オトク!



よく使われる「点眼薬」の一例

1日4回の点眼・2週間分を処方された場合は…

先発医薬品 約430円

ジェネリック医薬品 約310円

約120円オトク!

※上記はお薬代のみの金額（3割負担）の一例です。実際に医療機関や薬局へお支払になる金額には、お薬代以外の診療や調剤等に要する費用が加算されます。

さあ、早期治療とジェネリック医薬品の活用で今年の花粉症を乗り切りましょう

お問い合わせ先 協会けんぽ企画総務グループ ☎018-883-1841

平成28年4月から現物給与の価額が改定されました

資格取得届や算定基礎届、月額変更届の報酬月額欄には、賃金、給与、俸給、賞与などの名称を問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのものを含み届出することとされていますが（臨時にうけるものや年3回以下支給の賞与などを除く）、報酬や賞与の全部又は一部が通貨以外の現物で支払われている場合、その現物を通貨に換算して届出していただくこととなります。

●秋田県における現物給与の価額

食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	★ その他の報酬等
1人1カ月当りの食事の額	1人1日当りの食事の額	1人1日当りの朝食のみの額	1人1日当りの昼食のみの額	1人1日当りの夕食のみの額	1人1カ月当りの住宅の利益の額（畳1畳につき）	
18,000円	600円	150円	210円	240円	1,010円	時価 自社製品 通勤定期券など

※改定箇所は赤字で表示しています。

- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

現物給与価額の改定は、**固定的賃金の変動に該当します。**

「被保険者報酬月額変更届」が必要となる場合がありますので、ご注意ください。



★ その他の報酬等について

「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」のうち、食事及び住宅以外で支払われる報酬の場合は「時価」で換算した額を現物給与の価額として報酬月額に計上することとなりますが、この「時価」の金額については、

- ①労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」として取り扱うこと。
- ②労働協約に定めがない場合は、実際費用を「時価」として取り扱うこと。

となっています。

そのうち、従業員の通勤のために社用車を貸与している場合や、事業所のマイクロバスで送迎している場合の現物給与の価額について、上記①②によっても算出が難しい場合は、事業所が所在する県の近隣のバス会社の1区間1カ月の通勤定期代を「時価」として計上することができます。

秋田県内における主なバス会社の1区間1カ月の通勤定期代

秋田中央交通：6,910円 秋北バス：6,720円 羽後交通：6,480円

（各社とも、前年度より変更なし）



詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。

年金 現物給与

検索

秋田年金事務所 018(865)2392

鷹巣年金事務所 0186(62)1490

大曲年金事務所 0187(63)2296

本荘年金事務所 0184(24)1111

（厚生年金適用担当：自動音声案内3番）



電子申請・電子媒体による届出が便利です！

電子申請

インターネットを使って健康保険・厚生年金保険適用関係の手続きができるサービスです。時間にとらわれず、24時間いつでも届出することができます。

電子媒体

日本年金機構がホームページで提供している『届書作成プログラム』を利用すると、パソコンで届書が作成できます。作成した届書はCD・DVDや電子申請により届出できます。大量の届書の作成を容易に行うことができます。

届出の時間を短縮できる便利な方法です！この機会にどうぞご利用ください。

●お問い合わせ●

0570-058-555 「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」

※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1144

受付時間：月～金曜日（9：00～19：00）、第2土曜日（9：00～17：00）



学生納付特例の申請はお済みですか？

国民年金に加入した学生の方は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。保険料を納められない時はそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

メリット1 ●病気やけがで障害が残った時も障害年金を受け取ることができます。

メリット2 ●年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。

対象になる方

本人の所得が一定以下（注1）の学生（注2）が対象となります。なお、家族の方の所得は問いません。

（注1） 本年度の所得基準（申請者本人のみ）

118万円 + 扶養親族の数×38万円 + 社会保険料控除等

（注2） 学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（※1）一部の海外大学の日本分校（※2）に在学する方で夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

※1：各種学校 ⇒ 修業年限が1年以上の課程に在学している方に限ります。（私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限られます）

※2：海外大学の日本分校 ⇒ 日本国内にある海外大学の日本分校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程に在学する方に限ります。



手続き方法

住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口、「国民年金保険料学生納付特例申請書」をご提出ください。（在学証明書または学生証の写しを添付してください）

後から支払う場合（追納）

学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば古い期間から順に納付できます（追納）。追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。

保険料の追納には申し込みが必要です。現在の住所地を管轄する年金事務所へお問い合わせください。

※承認を受けた年度の翌年度から3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。

「わたしと年金」エッセイの受賞作品を紹介します

全国の皆さまより昨年6月に募集し、1,424件のご応募をいただいた「わたしと年金」エッセイの受賞者が決定しました。（厚生労働大臣賞1名、日本年金機構理事長賞1名、優秀賞4名、入選6名）

今回は、その中から日本年金機構理事長賞に選ばれた作品をご紹介します。

なお、日本年金機構ホームページには、すべての受賞作品が掲載されています。



日本年金機構理事長賞

徳島県

田村

未来様

（高校生・女性）

ものごころがついた時には、父はすでにこの世にいなかった。父が亡くなったのは、私がまだ二歳だった頃である。突然の心臓まひにより二十七歳という若さで、一家の大黒柱だった父は、母と私を残してこの世を去った。あれからもう十五年が経つが、今まで生活に不自由したことはない。母が仕事で家を空けても、

祖母が面倒を見てくれていたし、バレー、ピアノ、塾と自分のやりたいことはやらせてくれた。おまけにたくさん家族旅行にも連れて行ってくれた。そんな母の姿を見てきた私は、なるべく迷惑をかけないように、習い事は最後までして、勉強も必死に頑張りたい高校に受かることができた。でも今究極の選択に迫られている。

それは、大学進学か、就職だ。私の通う高校は県内でも有名な商業高校で、生徒の半分が高校卒業後に就職している。もちろん私も最初は県内の企業に就職するつもりだった。でも先輩の話聞いていくうちに、県外に進学することが目標になっていった。その話を母にした時驚いた顔をしたが、

「あんたのしたいようにしなさい」と笑顔で言ってくれた。がしかし、県外のしかも私立の大学となると、奨学金を使うにしてもとても足りない費用がかかる。母は「お金のことは心配せられんよ」と言っていたが、頭の中はそのことについて悩んでいた。

そんな時に知ったのが遺族年金についてだった。年金といえば、老後を支えるものだとばかり思っていたため、遺族年金と言われてもまいちびんと来なかった。今回このエッセイを書くにあたって遺族年金について詳しく調べてみると、父が大いに関わっていることがわかった。父がまだ生きていた頃、こつこつ働いていたお金で、遺族年金として私たちのもとに支給されるのだ。今まで母が女手一つで私を育ててくれたと思っていたが、その陰にはちゃんと父の存在があった。そのことを知った時、私は少し嬉しくなった。姿こそないものの、父は遺族年金という形で、私たちを支えてくれていたのだ。それと同時に、こんな素晴らしい制度を作ってくれた、日本に感謝しようと思った。

私は今、進学に向けて勉強を必死にがんばっている。夜遅くまである部活や、朝からの補習で心も体もたくさんだが、応援してくれている母や、家族のためにがんばろうと決めた。もし、今回このエッセイを書く機会がなければ私は遺族年金のことについて知らないまま過ごしてきたかもしれない。年金についてまったく知らないまま過ごしてきたかもしれない。いつ訪れるかわからない死を想定して年金を納めることはとても大切なことがわかった。父はもうこの世には居ないが、遺族年金という形で支えてくれている。そう思うと私は安心した。もし父にこの声が届くならこう伝えたい。「パパ、あなたの声のおかげで私はここにいます。ありがとう。」と。





厚生年金保険の「同月得喪」について

Q

4月1日に入社した従業員が家庭の事情により4月25日で退職してしまいましたが、被保険者資格を取得した同月に資格喪失した場合、保険料負担はどのようになりますか。



秋田年金事務所
適用調査課
赤田 健晴

A

平成27年9月までは、資格取得日と資格喪失日が同月内（いわゆる「同月得喪」）である場合は、1ヶ月分の保険料の負担は必要であるとされていましたが、平成27年10月からの被用者年金一元化法の施行により、この取扱いが一部改正されました。

改正点は次のとおりです。

厚生年金保険の資格を取得した月に資格を喪失し、さらにその月に国民年金の資格を取得した場合には、その月分の年金保険料は国民年金の保険料のみを納めることとなり、厚生年金の保険料負担は不要となります。

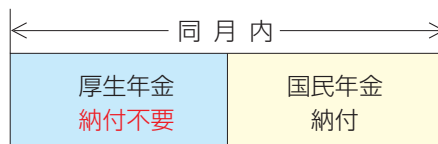
した。（健康保険料は、これまで通り負担が必要です。）

なお、負担が不要となる厚生年金保険料につきましては、同月得喪の被保険者が国民年金への資格取得手続きが確認でき次第、在籍していた事業所の事業主様に対して、「同月中に被保険者資格を取得・喪失された被保険者に関するお知らせ」を送付し、不要となる保険料について、「今後発生する保険料との調整（減額）」か「還付金として請求する」かのいずれかを選択して回答をいただくことになります。

<改正前>



<改正後>



随想
ふきのとう



「親友との旅行」

中学からの友人が毎年旅行に誘ってくれる。彼女は年中無休店の店長として、商品管理・新人の教育・クレーム処理・若い従業員の急な勤務交替など出来るだけ自分が対応している。頑張っている彼女の功績と勤続年数に対して会社が旅行券をくれるそうだ。しかし残念な事に、彼女の旦那さんは十年前に病気で亡くなり、両親も足が弱くなり、弟は単身赴任、一人息子は出掛けるなら彼女...となり、相棒として気心の知れている（宮城県外の）私に声がかかるのだ。これまで私では企画できないような、贅沢な旅行を経験させて貰った。

旭山動物園にて



パークハイアット東京の52階の生演奏を聴きながらのディナー、ディズニースターのミラコスタホテルのパーク側の宿泊、昨年はUSJとアベノハルカス、今年は札幌雪まつり、旭山動物園・も岩山の夜景・小樽などに連れて行ってもらった。

仙台空港まで送り迎えしてくれた私の夫に、彼女は「大切な奥さんをお借りしますね」と言う。周囲の人の気配りが優れているお陰で、私自身とても良い気分で行くが楽しめる。（数回の食事とタクシー代のみ払わせてもらっている。）

事前のリサーチは私の担当だ。世界一の朝食のパンケーキを食べに横浜赤レンガ倉庫に行った時は、サミットでコインロッカーが使えなかった。今年は中国の春節と重なり、中国人に混じった移動だった。まだまだだなあ。

彼女は帰ってくると旅行代理店に行き、感想を伝えている。担当者から喜ばれるそうだ。それが店にとって客にとっても次に生かせるという。子ども達が社会人となり、義父母が元気な今だからこそ！大いにアラフィフを満喫しようと思う。

「追伸」華やかな所から積雪1.5mの鳥海町へ帰ってくるとそのギャップから沈みがちだが、住めば都家は落ち着く。

小坂工業株式会社（由利本荘市）

三森 宏美

健康トピックス

第164回「こしゃるど 健康長寿 あきた」

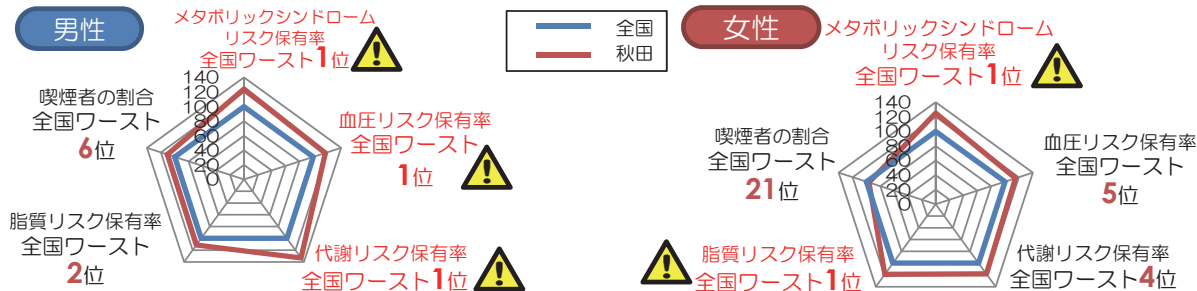
ご存知ですか？
データヘルス計画

目標

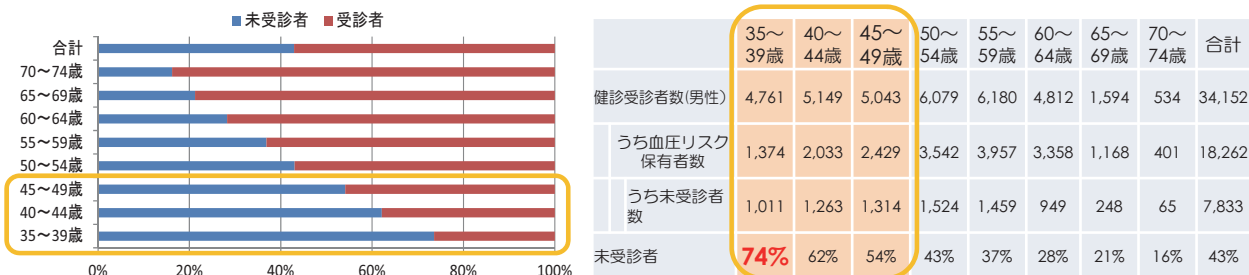
男性の脳心血管イベント(脳卒中、心疾患など) 予防のために高血圧のリスクを改善する
～平成27年度から平成29年度の男性の血圧リスク保有の上昇を3パーセント未満に抑制する～

平成25年に政府が閣議決定した「日本再興戦略」で、「健康寿命の延伸」が重要なテーマとされました。これを受けて現在、各保険者(協会けんぽや各健康保険組合など)が健康に関する様々なデータを分析して計画的に保健事業を展開していく「データヘルス計画」を策定し実施しております。加入者の皆さまにいつまでも健康でいきいきと長生きしていただきたいという願いをかなえるため、協会けんぽ秋田支部では今後「こしゃるど 健康長寿 あきた」のキャッチフレーズの下、上記目標に沿った健康に関する運動を展開してまいります。この目標の根拠となりました、秋田支部の健康状態を下記にご紹介します。

①全国と比較して、各種リスクの保有割合が高い傾向にあることがわかりました



②血圧リスクのある若い男性の半数以上が、治療しないまま放置しています



③その他の分析結果もふまえ、協会けんぽ秋田支部の健康状態をまとめると・・・

生活習慣病予防健診結果からは・・・(平成24年度・25年度の結果をもとに)

- ・男性の代謝リスク(糖尿病リスク)保有率 全国ワースト1位
- ・男性の血圧リスク保有率 全国ワースト3位からワースト1位に！
- ・35歳～39歳の男性で、血圧リスク保有者のうち、医療機関の未受診者数が7.4%を占めている
- ・血圧リスク保有者数(28,646人)は、代謝リスク保有者数(10,755人)の2倍以上の人数(男女計)

そのほかに・・・

- ・運輸業の各種指標が他業種に比べ悪い
- ・喫煙者の割合が高い 男性全国ワースト6位 女性全国ワースト24位

医療費のデータからは・・・

- ・一人あたり入院外医療費(調剤含む) 全国ワースト2位からワースト1位に
- ・高血圧にかかる一人あたり入院外医療費 全国ワースト5位

平成24年度国民健康・栄養調査(厚労省調べ)から・・・

- ・塩分摂取量が多い 男性全国ワースト4位 女性全国ワースト6位
- ・運動(歩数)不足 男性全国ワースト4位 女性全国ワースト1位

これらを解決していくため
協会けんぽ秋田支部では
「こしゃるど 健康長寿
あきた」運動をすすめてい
きます！

休日・夜間の年金相談窓口をご利用ください

夜間の年金相談／カレンダーの 青 の日受付時間/午後7時まで
休日の年金相談／カレンダーの 黄 の日受付時間/午前9時30分から午後4時まで

平成28年 5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

平成28年 6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

年金についての相談やお問い合わせ先

★ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

市内通話料金 0570-058-555 03-6700-1144 (IP電話)

(受付時間) 月～金曜日：午前9：00～午後7：00
第2土曜日：午前9：00～午後5：00

★ねんきんダイヤル(年金全般に関する相談)

市内通話料金 0570-05-1165 03-6700-1165 (IP電話)

(受付時間) 月曜日：午前8：30～午後7：00
火～金曜日：午前8：30～午後5：15
第2土曜日：午前9：30～午後4：00

保険料の納期内納入にご協力ください

月末には社会保険料振替口座の残高確認をお願いします。

社会保険

あきた
平成28年4・5月号

発行

一般財団法人 秋田県社会保険協会
〒010-0001 秋田市中通 6 丁目 7-9
TEL018-831-6205 FAX018-832-3681

資料
提供

秋田・鷹巣・大曲・本荘 年金事務所
全国健康保険協会秋田支部

職場内で閲覧しましょう